

広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金に関するQ&A

Q1 どのような経費が、補助対象になりますか。

A 次表の通りです。

| | |
|-------|--|
| 設備費 | 省エネ型エアコン, 創エネ機器, エネルギー管理システム及び蓄電池の買入に要する費用 |
| 設置工事費 | 省エネ型エアコンや創エネ機器などの設置工事の施工に直接必要な機械器具, 雑材及び据置費用など |
| 運搬費など | 設備などの運搬費など |

Q2 どのような経費が、補助対象外になりますか。

A 既存設備のリサイクル費用、廃棄費用等の雑費、中古品については補助対象外となります。振込手数料等も補助対象外となりますので、支払時に振込手数料を相手方に負担させた場合、補助対象外経費となりますので、ご注意ください。
また、国及びその他の補助を受けていないものに限りです。国及びその他の補助を活用する場合は、本補助金の対象工事については分割して行うなど、補助対象事業が重複しないよう明確に分けてください。

Q3 見積先が値引き対応をしてくれました。この場合、申請書にはどのように記載すれば良いですか。

A 見積書のトータル金額から、値引き〇円といった記載では、どの対象項目がいくらになっているか判断できません。値引き対応の場合は、値引き後の金額を設備費、設置工事費、運搬費等に反映させ、実際にかかる費用を明確に記載してください。

Q4 補助金の事務の流れ、提出が必要な書類を教えてください。

A 次表の通りです。

| 事務の流れ | 提出書類 | 実施者 |
|--------------------|--|-----|
| ①交付申請 | 様式第1号 別紙様式1-1 添付書類 ・設備を導入する施設の概要がわかる書類(パンフレット等) ・本補助事業の工事図面(計画平面図等) ・太陽光パネル架台取付図(太陽光パネルを設置する場合に限る) ・本補助事業の工事見積書(2社以上) ・各設備の仕様書(カタログ等) | 事業者 |
| ②交付決定 | 様式第2号 | 県 |
| ③変更承認申請 《必要な場合》 | 様式第3号 添付書類 「①交付申請時」に添付した資料の変更書類 様式第4号(事業の遅延等が発生する場合) | 事業者 |
| ④変更承認 | — | 県 |
| ⑤実績報告 | 様式第5号、別表 添付書類 ・本補助事業の工事図面(計画平面図等) ・各設備の仕様書(カタログ等) ・工事写真(設置した機器の全景及び型番が確認できる写真帳) ・支払い、収支に関する書類(見積書(2社以上)、発注書、契約書、納品書、請求書、振込金受領書等の写し) | 事業者 |
| ⑥補助金確定通知 | 様式第6号 | 県 |
| ⑦補助金請求 | 様式第7号 | 事業者 |
| ⑧支払い | — | 県 |

Q5 以前本補助金を受け、太陽光発電設備、省エネ型エアコンを設置したが、まだ太陽光パネルを設置できる余裕があるため、この補助金を再度受けることができますか。

A6 可能です。ただし、省エネ型エアコンの設置との組み合わせが原則として必須であるため、本補助金の交付の対象(要綱の第4条)を満たしたものが対象となります。

Q6 太陽光発電設備の設置に伴い、防水改修工事が必要となるがこの工事も補助対象となりますか。

A 太陽光発電設備を設置するにあたって、「設置するために当然に満たしておかなければならない」事項が補助対象であり、本補助金の交付要綱に定める「設置工事の施工に直接必要な機械器具、雑材及び据付費等」とは言えないため補助対象外となります。(耐震化工事と同じ考え方)

Q7 補助事業の内容及び補助対象経費の額を変更しようとするときはどのような手続きが必要ですか。

A 補助事業の内容を変更(※1)及び補助対象経費の額を変更(※2)しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければなりません。
※1 補助目的及び事業能率に影響が少ない軽微な変更である場合を除く
※2 補助対象経費の額の20%以内の減額である場合を除く
補助事業の内容及び補助対象経費額の変更を知事に承認を受けようとするときは、様式第3号による補助事業変更(中止・廃止)承認申請書を提出して下さい。
補助事業が予定の期間内に完了しない又は補助事業の遂行が困難となり知事に指示を受けようとするときは、様式第4号による遅延等報告書を提出して下さい。

Q8 木質バイオマスボイラーを活用し、床暖房設備を設置するときどこまでが補助の対象となりますか。

A 木質バイオマスボイラーの設備費、設置工事費及び運搬費は補助の対象となりますが、床暖房(配管等含む)に係る費用は補助対象外となります。